

ほうじん



公益社団法人 松山法人会

愛媛県信用保証協会 主催

「平成25年度感謝状贈呈式」が開催されました!

法人会と県信用保証協会が提携した融資制度等の普及に優秀な実績を挙げた金融機関に県信用保証協会会長から平成25年度感謝状が贈呈されました。(H26.6.24 於：松山全日空ホテル)



来賓名 ~敬称略~

- 愛媛県議会 議長 明比 昭治
- 日本銀行松山支店長 下田 知行
- 愛媛県経済労働部部長 神野 一仁
- 愛媛県銀行協会 会長 大塚 岩男
(伊予銀行 頭取)
- 愛媛銀行 頭取 本田 元広
- 愛媛信用金庫理事長 弓山 慎也
- 愛媛県経営支援課課長 村上 幸司
- 愛媛県法人会連合会
事務局長 岩丸 裕建

~敬称略~

伊予銀行

- 本店営業部 新居浜支店
- 今治支店 道後支店
- 西条支店 川之江支店
- 宇和島支店 本町支店
- 大洲支店 一万支店
- 長浜支店 潮見支店
- 今治南支店

愛媛銀行

- 本店営業部 西条支店
- 末広町支店 郡中支店
- 川之江支店 今治支店
- 旭町支店 波止浜支店
- 新居浜東支店 大洲支店
- 野村支店 空港通支店
- 来住支店

愛媛信用金庫

- きし支店
- 中萩支店
- 波止浜支店
- 立花支店
- 平井支店

宇和島信用金庫

- 新橋支店

商工組合中央金庫

- 松山支店

東予信用金庫

- 新居浜駅前支店
- 西条支店

広島銀行

- 今治支店
- 新居浜支店

百十四銀行

- 西条支店
- 松山支店

香川銀行

- 宇和島支店

愛媛県と県内全市町からの重要なお知らせ

事業主の皆様へ、従業員の個人住民税についてのお知らせです。

**愛媛県内の全市町は、平成27年度から、
個人住民税の特別徴収を一斉に完全実施します。**

**「所得税は源泉徴収しているけれど、個人住民税は特別徴収していない」
ということはありませんか？**

- Q. なぜ、今さら特別徴収しなければならないのか？
- Q. 従業員も少なく、経理担当者の負担も増えるのでやりたくない！
- Q. パートやアルバイトの従業員も特別徴収するのか？

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

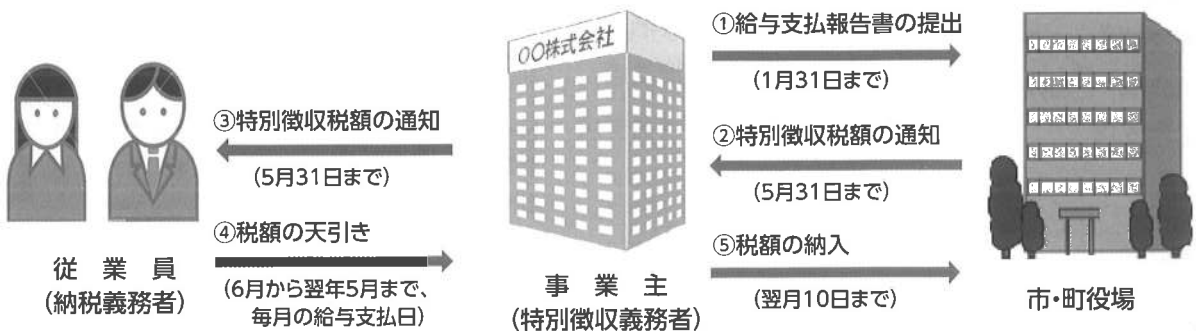
- A. 従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、原則として個人住民税(個人県民税・個人市町村民税)についても給与から天引きし、市町に納入する義務があります。
- A. 事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員(パート・アルバイト・役員等含む)について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

**県と県内の全市町では、27年6月からの特別徴収の完全実施が円滑に行われるよう、
未実施事業所に対して、今後、個別訪問や実施予告の通知を行う予定です。**

特別徴収の場合、
税額の計算は市町で実施しますので、
事業主が税額計算や年末調整を行う
必要はありません。

納期の特例について
従業員が常時10人未満の事業所は、
市町への申請により、年12回の納期を、
年2回とすることができます。

特別徴収の方法による納税のしくみ



※詳しくは愛媛県HPで「個人住民税」を検索

【お問い合わせ先】 愛媛県総務部行財政改革局税務課 電話 089-912-2204
個人住民税特別徴収の手続きについては、市町の個人住民税担当課まで

松山法人会の皆様へ

松山税務署からのお知らせ

領収証やレシートに係る印紙税について【第2回】

平成26年4月1日以降に作成される 「領収証」等に係る印紙税は5万円未満非課税

事業者が作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」について、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税でしたが、平成26年4月1日以降、記載金額が5万円未満のものについて非課税となりました。

なお、領収証等の記載金額について、例1及び例2のとおり「消費税額等の金額が明らかである場合」は、消費税額等の金額を「領収証」の記載金額に含めないこととなります。

◎ 「消費税額等の金額が明らかである場合」の具体例

例1)	領収証
〇〇商事 様	(印紙不要)
¥ 53,460 -	
但 消費税及び地方消費税3,960円を含む	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
	△△商事

例2)	領収証
〇〇商事 様	(印紙不要)
¥ 53,460 -	
但 税抜金額 49,500円	
平成26年6月1日	
上記金額を領収しました	
	△△商事

※いずれも記載金額は49,500円となります。

◎ 「税額等の消費金額が明らかである場合」に該当しない具体例

例3)	領収証	印紙 200円
〇〇商事 様		
¥ 53,460 -		
但 消費税及び地方消費税込み		
平成26年6月1日		
上記金額を領収しました		
		△△商事

例4)	領収証	印紙 200円
〇〇商事 様		
¥ 53,460 -		
但 消費税及び地方消費税8%含む		
平成26年6月1日		
上記金額を領収しました		
		△△商事

※例3及び例4は、消費税額等を意味する文言のみが記載され、消費税額等が具体的に記載されていません。いずれも「消費税額等の金額が明らかである場合」には該当しませんので、記載金額は53,460円と判定されます。

印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

なお、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねいただくか国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

労務便り VOL.22



社会保険労務士 越智成悟

～これからの労務管理のポイント～ “心の健康管理”が大きな経営課題

社会保険労務士越智事務所 代表社労士・メンタルヘルス法務主任者
〒791-8083 松山市新浜町11-12

【URL】<http://www.sr-ochi.com/>

プロフィール：法政大学社会学部卒 マンパワー溢れる強い組織作りのための組織の信頼関係形成、活力のある職場作りをサポート。企業のメンタルヘルス対策支援等を通じて企業の発展を支援し、地域と地域の経営者の皆様と共に発展を目指しています。

～これからの労務管理のポイント～ “心の健康管理”が大きな経営課題

はじめまして、社会保険労務士の越智と申します。

法律や内部・外部の経営環境は急激に変化し、社会の意識・価値観、企業に求められるものが変わっています。労務管理の面でも今まではそれが当たり前・常識であったものも、現在では、適切でなかったりします。

そこで、うつ病等の精神疾患を患う人が増加傾向にあり、メンタルヘルス(心の健康)問題が社会的に注目される中、企業は従業員のメンタルヘルスをどのように捉えるべきか、労務管理・企業経営にとってどんな意義があるのか考えてみたいと思います。

【メンタルヘルスの現状】

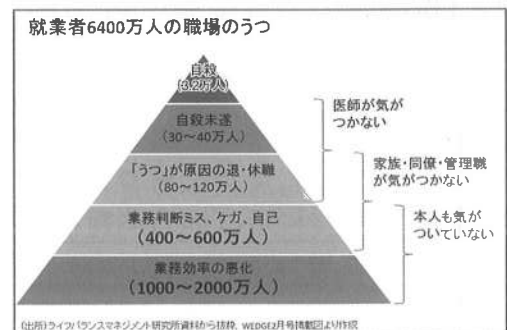
精神疾患の代表的なものはうつ病ですが、そのうつ病について、医学的にもまだまだ解明されていないことが多いですが、脳の伝達物質の異常であることがわかっています。気力が足りない・やる気の問題等の精神論で語るべきことではありません。まだまだ多くの誤解があるのが現状です。

厚生労働省の調査結果によると、病院に通ったりして治療を受けている躁うつ病も含めうつ病患者がおおよそ100万人いると言われます。「世界精神保健調査日本調査」を使った分析では、過去12か月にうつ病にかかったと判断される人のうち、日本では7割強の人は医療機関に相談していないことが示されています。

労務行政研究所が2年ごとに調査する、「企業のメンタルヘルス対策に関する実態調査」(2010年実施)では、メンタル不調で1ヶ月以上の欠勤・休職者が「いる」と解答した企業が6割超え、また、従業員1千人以上の従業員規模では9割以上という結果が出ています。

また、6000万人と言われる就労者のうち、「家族・同僚・管理職が気がつかない」といううつを原因とした業務判断ミス、ケガ、事故の人数が400～600万人、「本人も気がついていない」といううつを原因とした業務効率の悪化が1000～2000万人という試算を、ライフバランスマネジメント研究所が発表しています。

今現在、社内に表面上うつ病等の精神疾患を患っている従業員がいなくても、潜在的に存在している可能性があり、また、今職場で普通に仕事をしているが薬を飲んでいられるかもしれません。



【何が問題か】

従業員の精神的ストレス等が原因で、欠勤や休職・業務遂行能力の低下といった問題が表面化したり潜在的に存在しています。今、企業は従業員の健康管理への対応が厳しく問われています。心の健康問題についての対応が不十分な場合、長期間の休職・労使間紛争・労災事故の発生・損害賠償など、企業に大きな損害を及ぼし、企業の責任が問われます。

【民事上の責任、損害賠償】

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されています。いわゆる「安全配慮義務」が定められています。

これは、労働契約に特段の根拠規定がなくても、労働契約に付随して、当然に安全配慮義務があることを規定しています。

そして、この「生命・身体の安全」には心の健康も含まれています。また、「必要な配慮」とは、一律に定まるものではなく、労働者の職種、労働内容、労務提供場所等の個々の具体的な状況に応じて、必要な配慮をすることが求められています。

この安全配慮義務に違反があったときは企業の責任を問われ、不法行為や債務不履行による損害賠償責任が生じます。

【安全配慮義務の内容】

安全配慮義務違反があったかどうかは以下の2つの内容で判断されます。

- ① 業務に内在する危険を予見可能であったか？
- ② 予見できた危険を回避する措置を講じたか？

具体的には、①は従業員の精神的健康状態を把握して、精神障害(兆候)を早期に発見する努力をするということです。単に知らなかったというだけでは企業の責任が問われないわけではありません。

②は過重労働とならないように労働条件に配慮する、兆候がみられる場合には、業務軽減・作業転換・就業場所の変更等の健康保持のための措置を講じる、場合によっては、適切な治療を受けさせることが必要です。

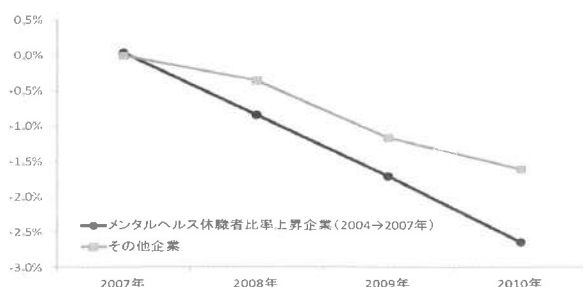
安全配慮義務は、起こった結果に対して責任を問われるわけではなく、手続きを尽くしたかが問われます。手続きを尽くしていれば安全配慮義務違反を問われることはありません。

【メンタルヘルスの不調が企業業績に与える影響】

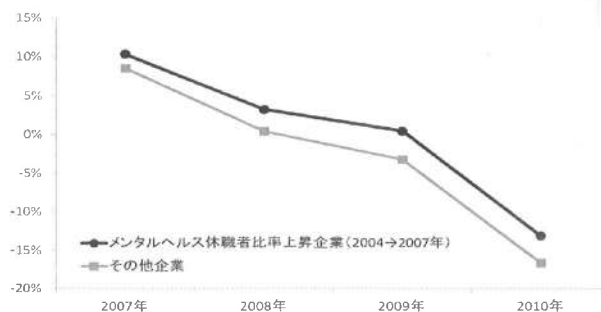
労働政策研究・研修機構[2012]の調査によれば、約9割(86.2%)の事業所が、メンタルヘルスの問題は生産性の低下などを通じて、企業パフォーマンスに負の影響があるとの認識を示しています。

独立行政法人経済産業研究所がメンタルヘルスの不調が企業業績に与える影響を検証したところ、メンタルヘルス休職者比率は2年程度のラグを伴って売上高利益率に負の影響を与える可能性が示されました。メンタルヘルスの問題が企業経営にとって無視できないものとなっているといえます。

売上高利益率の変化幅
(3年前からの変化率)との関係



労働生産性の変化率
(3年前からの変化幅)との関係



独立行政法人経済産業研究所「企業における従業員のメンタルヘルスの状況と企業業績—企業パネルデータを用いた検証—」より

【メンタルヘルス対策の意義】

メンタルヘルス対策は、事後処理(対応)や単なる心のケアではありません。

適切に対応した場合には、円滑なコミュニケーションによる職場の活性化、優良な人材確保、企業価値・生産性向上など経営の安定化と発展に繋がります。

貴重な人材を有効活用し、健全な経営を維持するためには健康問題への取り組みがますます重要になります。

メンタルヘルス対策は、企業にとって、コンプライアンス・リスクマネジメントということだけではなく、企業の存続・発展や生産性向上に欠かせない労務管理・経営戦略といえます。

これからのメンタルヘルス対策

領域	経営方針・経営戦略 企業風土・文化 社内制度
対象	組織
対策	職場活性化 職場の信頼・相互理解

第1回愛顔の健口支援協力事業所認定式が開催されました!



5月29日(木)愛媛県中予地方局にて、「第1回愛顔の健口支援協力事業所認定式」が開催されました。

当認定式は、松山法人会が新しく取り組み始めた愛顔の健口支援協力事業所認定制度について、申請書を提出後、県からの認定を受けた事業所を対象としたものです。当日は認定事業所8社のうち5社から出席があり、認定事業所代表を務めた(株)中央設計 中岡数夫氏は、今後の歯科検診に対する取り組みについて意気込みを表明されました。

松山法人会の研修会・セミナーのご案内

研修会名	概 要										
中小企業会計啓発・普及セミナー	<p>開催日時 8月21日(木) (基本コース)10:00~12:00 (応用コース)13:30~15:30</p> <p>会 場 愛媛県生活文化センター(松山市北持田139-2)</p> <p>受講料 無料 講 師 税理士:山内 実氏</p> <p>セミナーの内容 <table border="0"> <tr> <td><基本コース></td> <td><応用コース></td> </tr> <tr> <td>◇中小会計要領の活用</td> <td>◇事業計画の策定</td> </tr> <tr> <td>◇財務会計の構造を知る</td> <td>◇改正税制のポイント ほか</td> </tr> <tr> <td>◇キャッシュフロー体質を創る</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◇財務の構造を理解する</td> <td></td> </tr> </table> </p>	<基本コース>	<応用コース>	◇中小会計要領の活用	◇事業計画の策定	◇財務会計の構造を知る	◇改正税制のポイント ほか	◇キャッシュフロー体質を創る		◇財務の構造を理解する	
<基本コース>	<応用コース>										
◇中小会計要領の活用	◇事業計画の策定										
◇財務会計の構造を知る	◇改正税制のポイント ほか										
◇キャッシュフロー体質を創る											
◇財務の構造を理解する											
法人税・消費税決算期別研修会 無 料 決算時の留意事項や税制の改正及び通達等についての研修会です。一般の方も聴講でき、税務に関する有益な資料をお渡しいたします。 研修内容 法人税・消費税・印紙税	<p>開催日時 7月決算の事業所対象:8月 7日(木) 8月決算の事業所対象:9月11日(木) 9月決算の事業所対象:10月16日(木) } 14:00~(2時間程度) *毎月開催!決算をむかえた会員様に随時案内しております。</p> <p>会 場 愛媛県生活文化センター(松山市北持田139-2)</p> <p>講 師 松山税務署担当官</p>										

○セミナーのお申し込みは、事業所名、出席者名、連絡先(TEL・FAX)コース名をご記入いただき、FAX、メール又は電話でお申し込みください。

○ホームページからもお申し込みできます。掲載以外の研修等も随時ご案内しております。

法人会ホームページ <http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/> ☎089-941-7711 FAX089-947-4251

松山法人会のインターネット・セミナーも是非ご利用ください!

インターネット・セミナーとは、松山法人会で導入したインターネットを使ったセミナーの配信サービスです。インターネットが接続できるパソコンがあれば、24時間いつでも受講ができます。豊富なセミナーコンテンツの中から、「見たいセミナーを見たい時に、好きなだけ」受講ができます。

視聴方法は、 松山法人会のホームページにあるインターネット・セミナーのバナーをクリックしてください。

尚、会員の皆様は、会員限定セミナーを視聴できます。

視聴にはID・パスワードが必要となりますので事務局までお問い合わせください。 ☎089-941-7711



本年度の法人会受託事業ご紹介!

優秀な人材を確保するために 子育て応援企業認証制度の活用を!

えひめ子育て応援企業認証サポート等事業(愛媛県法人会連合会が愛媛県より受託)では、両立支援に積極的に取り組む法人・組合等が県の認証を受ける際の申請サポートを行っております。認証数は平成26年3月末で511社。人口減少による人手不足もあり「ワークライフ バランス」や「両立支援」の浸透と共に愛媛県下で広がりを見せています。



えひめ子育て応援企業認証マーク
(通称 子サポマーク)

認証の要件となるのは・・・

- 県内に本社をおく従業員300人以下の法人・組合等。
- 就業規則(労働時間・年次有給休暇)の整備済み。
- 育児・介護休業規程の整備及び労使協定の締結。
- 一般事業主行動計画策定届を労働局に提出後、
具体的目標の取組みに着手しているなど

両立支援の取組みをして良かった点

《企業・経営者の目線》

- 出産後、子育てしながら長く働くことができる会社であるPRができて新規の求人応募総数が増加し、優秀な人材の確保の環境が整った。
- 保育園と連携することで、人材確保が困難な看護師等を採用することができた。
- 働きやすい雇用環境の整備をおこない従業員のモチベーションが上がった。

《従業員の声》

- 1年間育児に専念でき、子どもの成長を間近で見られた事に大変感謝しています。
育児休業制度のおかげで、出産後も今の職場で働くことができました。
- 仕事と家庭の両立をしなければならないため、今まで以上に計画的に効率よく業務をこなすようになりました。
- 育児の時間を家族で共有でき、有意義な時間を過ごせ仕事にも意欲的になりました。

両立支援の取組みをすることで「**従業員の定着率アップ**」「**求人応募数の増加**」「**優秀な人材の確保**」などが期待されます。労働人口減少のなか、保育士・看護師などの職種は求人募集しても応募が来にくい状況。また、大手飲食チェーンでは労働力確保ができず、やむなく店舗閉鎖や営業時間の短縮に追い込まれるケースも起こっています。

業種企業ごとに課題は異なりますが、『働きやすい職場づくり』を一緒に始めてみませんか。

お問い合わせは 《えひめ子育て応援企業認証サポート等事業》

TEL 089-933-5596 FAX 089-947-4251 E-mail m-sp3@csc-ehime.jp



えひめ結婚支援センターのノウハウを活かして 新たに「愛顔の婚活サポート事業」を展開!

～ 全国初! 婚活のビッグデータ分析に マスコミ多数取材依頼 ～

愛媛県法人会連合会が愛媛県より受託し独身男女に出会いの場を提供している「えひめ結婚支援センター」は、メルマガ登録者約9500人、愛結び登録者3200人、参加者のべ60000人、カップルのべ6700組、ご報告をいただいた成婚者だけでも354組708人にのぼる実績となっております(H26年6月30日現在)。これらの成果を活かし、婚活に踏み出せない方や上手く活動できない方など、成婚に至らない独身者への支援を深めるため、独身者が自主的に婚活への意欲を高めるための取組みを強化するとともに、結婚しやすい地域社会づくりに向けた新たな事業を展開します。



(1) 愛顔の婚活大学開催事業

婚活に踏み出せない独身者や上手く活動できない独身者に対し、大学に入学という形式を持って婚活への意欲の高まりを推進します。基礎編では、講演セミナーで結婚に関する知識、偏見の解消を図るほか、心構え等の自己のスキルアップ意識を高め、応用編では、ワークショップや個別相談でコミュニケーション能力の向上を図り、個人個人が婚活への自信を持ってもらい、今後、結婚に向けた積極的な活動ができるよう支援します。昔、各地域にいた「お節介おばさん・おじさん」に代わるものとして、地域で独身者の結婚を支援する活動者を養成するための講座も併せて開催します。

(3) 婚活応援団体育成事業

各地域で切れ目のない婚活を応援するためには組織の育成が必要であることから、地域課題を抱える団体に対して結婚支援相談に応じるなど、地域密着型の婚活を応援する団体の掘り起こしと育成を行う。また、地域での結婚支援の受け皿づくりを通じて、地域の活性化を支援します。

(2) 婚活力アップ事例の情報発信事業 (婚活のビッグデータ分析)

えひめ結婚支援センター事業の背景にある結婚支援システムに蓄積されたビッグデータ及び関連事業データを分析し、調査研究を加えて、センター事業で成婚に至ったモデル、婚活意欲を高める好アドバイスなどの婚活力アップ事例を取りまとめて、ホームページ及び小冊子によって愛媛県内はもとより、全国に向けて情報発信を行い、更なる独身者の婚活支援をし、バイブルとして活用していただきます。

ビッグデータ【 big data 】とは

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではない。マーケティング用語として使用されている。

ビッグデータとは単に容量が多いだけでなく、様々な種類・形式が含まれる非構造化データ・非定型的データであり、さらに、日々常に生成・記録される時系列性・リアルタイム性のあるようなものを指すことが多い。これまで管理しきれないため見過ごされてきたデータ群を記録・保管して解析することで、今までにない、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、新たな仕組みやシステムを産み出したりする可能性が高まるとされている。

お問い合わせ えひめ結婚支援センター 詳しくはホームページをご覧ください

TEL089-933-5596 FAX089-947-4251

E-mail office@msc-ehime.jp

⇒ PC用URL <http://www.msc-ehime.jp/>

⇒ 携帯用URL <http://www.msc-ehime.jp/m/>



発行所/(公社)松山法人会広報委員会

発行日/平成26年8月

事務局/〒790-0067松山市大手町2丁目5-7(愛媛中小企業指導センター内)

tel089-941-7711 fax089-947-4251

<http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/>

松山法人会

検索